

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局電気工作物保安規程（昭和54年北九州市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「浄水部浄水課」を「水道部浄水課」に改め、同条第2項中「浄水部」を「水道部」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第8号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の浄水部の項中「浄水部」を「水道部」に改め、同表の注書第2項中「浄水部浄水所」を「水道部浄水所」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第9号

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の給料表（1）級別標準職務表の5級の項第2号中「所長」の次に「（工事事務所長を除く。）」を加え、同表の6級の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）工事事務所長の職務

別表第4の夜間特殊業務手当の項中「浄水部」を「水道部」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第10号

北九州市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局安全衛生管理規程（昭和49年北九州市水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「浄水部長」を「浄水担当部長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第11号

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局公有財産管理規程（昭和55年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「所長」の次に「（工事事務所長を除く。）」を加え、「総務経営部長」を「海外・広域事業部長」に改め、同条第2項中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に、「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第12号

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「下水道計画課長及び下水道整備課長」を「アセットマネジメント担当課長及び下水道課長」に改め、同条3項第6号中「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改め、同項第7号中「下水道整備課長」を「下水道課長」に改め、同条第9項及び第10項を次のように改める。

9 アセットマネジメント担当課長である企業出納員（以下「アセットマネジメント担当企業出納員」という。）は、水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに当該回収金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務並びに下水道台帳出図の代金の収納及び保管の事務並びに当該代金に係る収納金のうち過納又は誤納となった金額を還付するために資金前渡される現金（以下「下水道台帳出図代金還付準備金」という。）及び釣銭準備金の出納及び保管の事務（下水道計画課において行うものに限る。）をつかさどる。

10 下水道課長である企業出納員（以下「下水道課企業出納員」という。）は、下水道台帳出図の代金の収納及び保管の事務並びに下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務（下水道課において行うものに限る。）をつかさどる。

第3条第6号中「下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」を「アセットマネジメント担当企業出納員又は下水道課企業出納員」に改める。

第4条の3を次のように改める。

（アセットマネジメント担当企業出納員への委任）

第4条の3 水洗便所改造資金貸付金の回収金の収納及び保管の事務並びに水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務並びに下水道台帳出図の代金の収納及び保管の事務並びに下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金の出納及び保管の事務（下水道計画課において行うものに限る。）は、アセットマネジメント担当企業出納員に委任する。

第4条の4の見出し中「下水道整備課企業出納員」を「下水道課企業出納員

」に改め、同条中「事務は、下水道整備課企業出納員」を「事務（下水道課において行うものに限る。）は、下水道課企業出納員」に改める。

第5条の2第1項中「下水道整備課」を「下水道課」に改め、同条第2項中「下水道計画課職員（下水道計画課長を除く。以下「下水道計画課現金取扱員」という。）及び下水道整備課職員（下水道整備課長を除く。以下「下水道整備課現金取扱員」を「下水道計画課の下水道資産活用係及び保全係の職員（以下これらを「アセットマネジメント担当現金取扱員」という。）並びに下水道課職員（下水道課長を除く。以下「下水道課現金取扱員」に改め、同条第3項中「下水道計画課現金取扱員は下水道計画課企業出納員」を「アセットマネジメント担当現金取扱員はアセットマネジメント担当企業出納員」に改め、「水洗便所改造資金貸付金回収金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務」の次に「並びに下水道台帳出図の代金、下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務（下水道計画課において行うものに限る。）」を加え、「下水道整備課現金取扱員は下水道整備課企業出納員」を「下水道課現金取扱員は下水道課企業出納員」に改め、「下水道台帳出図代金還付準備金及び釣銭準備金に関する事務」の次に「（下水道課において行うものに限る。）」を加え、同条第4項中「下水道計画課現金取扱員及び下水道整備課現金取扱員」を「アセットマネジメント担当現金取扱員及び下水道課現金取扱員」に、「下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」を「アセットマネジメント担当企業出納員又は下水道課企業出納員」に改める。

第31条第2項中「下水道整備課に」を「下水道課に」に、「下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」を「アセットマネジメント担当企業出納員又は下水道課企業出納員」に改める。

第31条の2第6項中「下水道計画課企業出納員又は下水道整備課企業出納員」を「アセットマネジメント担当企業出納員又は下水道課企業出納員」に改める。

第86条第1項中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に改め、同条第2項中「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第87条第2項中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に、「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第97条、第98条及び第100条中「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第101条中「収益戦略担当課長及び下水道計画課長」を「広域事業課長及びアセットマネジメント担当課長」に、「貸付けに」を「、貸付けに」に改める。

第102条第1項中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に、「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改め、同条第2項中「収益戦略担当課長及び下水道計画課長」を「広域事業課長及びアセットマネジメント担当課長」に改める。

第103条中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に、「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第105条第1項各号列記以外の部分中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

第108条第1項及び第2項各号列記以外の部分、第112条第2項、第113条第2項、第115条第2項及び第3項、第116条並びに第117条各号列記以外の部分中「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第7条関係）」に改め、同表の北九州市上下水道局現金取扱員印の項中

「

上下水道局下水道部下水道計画課長	上下水道局下水道部下水道計画課
上下水道局下水道部下水道整備課長	上下水道局下水道部下水道整備課

を

」

「

上下水道局下水道部アセットマネジメント担当課長	上下水道局下水道部下水道計画課
上下水道局工事事務所下水道課長	上下水道局工事事務所下水道課

に

」

改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第13号

北九州市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

北九州市上下水道局自動車管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局自動車管理規程（昭和61年北九州市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「収益戦略担当課長」を「広域事業課長」に、「下水道計画課長」を「アセットマネジメント担当課長」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第2号

北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市病院局長 江本均

北九州市病院局事務分掌規程及び北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程

(北九州市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市病院局事務分掌規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条医療センターの項に次のように加える。

医療安全管理室

第1条八幡病院の項に次のように加える。

医療安全管理室

第2条事務局の項の次に次のように加える。

医療安全管理室

(1) 病院における医療に係る安全管理対策の推進に関すること。

(2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関するこ

(3) その他医療に係る安全管理に関するこ

第3条第2項中「病院事務局に事務局長」を「事務局に事務局長、室に室長」を加え、同条第7項中「病院事務局」を「事務局」に改め、「事務局付」の次に「、室に担当課長、担当係長及び室付」を加える。

第3条の2に次の2項を加える。

2 医療安全管理室長には、副院長をもって充てる。

3 医療安全管理担当係長には、事務局管理課庶務係長をもって充てる。

第4条第4項中「事務局長」の次に「、室長」を加え、「次条第8項」を「第5条第8項」に改め、同条第8項中「及び事務局付」を「、事務局付及び室付」に改める。

第6条中「事務局長」の次に「、室長」を加える。

付則第4項中「3人」を「4人」に改め、付則第7項を削り、付則第6項中「又は3人」を「から4人までのいずれかを」に改め、同項を付則第7項とし、付則第5項中「前項」を「第4項」に、「又は3人」を「から4人までのいずれかを」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定により副院長を2人から4人までのいずれかを置いた場合における医療安全管理室長には、第3条の2第2項の規定にかかわらず、別に管理者が定める副院長をもって充てる。

付則中第15項を第16項とし、第8項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 第4項の規定により副院長を2人置いた場合においては、1人の副院長に事故があるとき、又は1人の副院長が欠けたときは、その所掌事務は、他の副院長が掌理し、副院長を3人置いた場合においては1人若しくは2人の副院長に事故があるとき、又は1人若しくは2人の副院長が欠けたとき、副院長を4人置いた場合においては1人、2人若しくは3人の副院長に事故があるとき、又は1人、2人若しくは3人の副院長が欠けたときは、その所掌事務は、他の副院長のうち院長が指定する者又は他の副院長が掌理する。

(北九州市立病院長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市立病院長以下専決規程（昭和42年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(医療安全管理室長の専決事項)

第4条の2 医療安全管理室長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に定める医療安全管理室長の専決区分に属する事項に関するこ

(2) 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関するこ

(3) 軽易定例なもの以外の諸証明に関するこ

(4) その他前3号に準ずる事項に関するこ

第7条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医療安全管理室長の専決事項について、医療安全管理室長が不在のときは、医療安全管理担当課長がその事案を代決する。

別表第1中

八幡病院院長	副院長
総括副院長	事務局長
	看護部長

を

」

「

八幡病院院長 総括副院長	副院長 事務局長 医療安全管理室長 看護部長
-----------------	---------------------------------

に

」

改め、同表の注書第1項中「副院長事務局長」の次に「医療安全管理室長」を、「専決事項中副院長」の次に「及び医療安全管理室長」を加え、同表の注書第2項中「副院長」には」の次に「医療安全管理室長及び」を加える。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市病院局管理規程第3号

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市病院局長 江本均

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程の一部を改正
する規程

北九州市立病院等の使用料等に関する条例施行規程（昭和52年北九州市病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（別表第1において「診療報酬の算定方法」という。）」に改める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市教育機関事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市教育委員会

委員長 川原房榮

北九州市教育委員会規則第5号

北九州市教育機関事務分掌規則等の一部を改正する規則

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育機関事務分掌規則（昭和50年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、生涯学習総合センターに次長をそれぞれ」を削る。

第5条第2項中「、次長」を削る。

第6条中「及び次長」を削る。

第7条第3項中「、次長」を削る。

別表第1中

「

	北九州市立生涯学習総合センター	第2類	所長	を
--	-----------------	-----	----	---

」

「

	北九州市立生涯学習総合センター	第2類	所長	に
生涯学習 総合セン ター	北九州市立八幡西生涯学習総合セン ター	第3類	所長	

」

改める。

別表第2の生涯学習総合センターの項を次のように改める。

生涯学習総合センター

管理運営課

庶務係

- (1) センター及び生涯学習センターの庶務に関すること。
- (2) センター、生涯学習センター及び婦人会館の管理運営に関するこ
- (3) センター、八幡西生涯学習総合センター、生涯学習セン
ター及び婦人会館の連絡調整に関するこ
- (4) 生涯学習の推進に係る調査研究に関するこ

- (5) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 生涯学習に関する相談に関すること。
- (7) 生涯学習に係る人材の育成に関すること。
- (8) 生涯学習に関する指導及び助言に関すること。
- (9) その他教育委員会が必要と認めること。

別表第2の生涯学習総合センターの項の次に次のように加える。

八幡西生涯学習総合センター

運営係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) センターの管理運営に関すること。
- (3) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習に関する相談に関すること。
- (5) 生涯学習に係る人材の育成に関すること。
- (6) その他教育委員会が必要と認めること。

(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

生涯学習総合センター	庶務を担当する生涯学習総合センター担当係長
------------	-----------------------

を

」

「

生涯学習総合センター	生涯学習センター管理運営課庶務係長
八幡西生涯学習総合センター	八幡西生涯学習総合センター運営係長

に

」

改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第3条 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

		遅出	午後1	午後1		
--	--	----	-----	-----	--	--

」

」

」

			時 1 5	0 時			
			分				を

」

「

		遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時			
八幡 西生 涯学 習総 合セ ンタ ー	一般 事務 員	早出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その时限 は所属長 が定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
		遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時			

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第1号

序中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市教育委員会

委員長 川原房榮

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生涯学習総合センター次長、」を削る。

別表の注書第1項第3号中「、生涯学習総合センター次長」を削る。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局長以下事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 柏木 修

北九州市教育委員会事務局長以下事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務局長以下事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生涯学習総合センターチーフ」を削る。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市人事委員會委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の昇任に関する規則（昭和43年北九州市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1) 行政職の表の	一般事務員	の項4等級の欄中	「長崎街道木生活環境パ
	一般技術員		
屋瀬宿記念館副館長 トロールセンターチ長	を「長崎街道木屋瀬宿記念館副館長」に、「夜間・休		
に急患センターチ長」を	「夜間・休日急患センターチ長	に、「夜	
宮青少年センターチ長」を	「第2夜間・休日急患センター準備室チ長」 「夜宮青少年センターチ長」に改め、同項5等級の欄 ユースステーションチ長」		
中「文書館長」を	「文書館長	「区政事務センター所長	を「区政
	職員研修所チ長」に、市民センター室長		
事務センター所長」に、	「生活環境パトロールセンター所長	「安全・安心	
	消費生活センター所長	を	消費生活セ
	民事暴力相談センターチ長		
相談センター所長 センター所長	に、「夜間・休日急患センター所長」を	「夜間・休日急患	
センター所長		第2夜間・休日	
休患センター準備室長」	に、「夜宮青少年センター所長」を	「夜宮青少年セン	
タ所長	「環境未来都市推進室チ長	ユースステーシ	
ヨン所長」に、環境科学研究所チ長	を「環境未来都市推進室チ長」に		
「環境センター工場長	「環境センター工場長		
、風評被害防止対策室チ長	を環境科学研究所チ長		
雇用開発室チ長	新成長戦略推進室チ長		
心開発室長 長	「音楽隊長	「音楽隊長	に、「都心・副都
	を「都心・副都心開発室長」に、工事事務所長」	を「音楽隊長	開発事務所
」に、「生涯学習総合センターチ長」を「八幡西生涯学習総合センター所長」			
に改め、同項6等級の欄中「行政経営室長」を	「行政経営室長	「市税事	
	職員研修所長」	に、民事暴	
	「環境科学研究所長」		

務所長「市税事務所長」を「市税事務所長」に、風評被害防止対策室長「」
力相談センター所長「」を「雇用開発室長」に

環境科学研究所長「」に、折尾総合整備事務所長「」を「整備事務所長」に、
新成長戦略推進室長「」地元調整相談役「」

「区政運営相談役」を「工事事務所長」に改める。

別表第1の(3)医事職の表の医師の項4等級の欄中「市立病院副院
長」を「市立病院副院長」に改める。
歯科医師
医療安全管理室長」

別表第1の(5)保健看護職の表の助産師の項4等級の欄中「夜間・休日急
保健師
看護師

「夜間・休日急患センター看護師長」
患センター看護師長「」を第2夜間休日・急患センター準備室看護師長「」に改
(総合保健福祉センター管理課公害保健係長)「」
める。

別表第2の(8)運輸職の表の旅客自動車運転者の項3等級の欄中「7年」
旅客自動車整備士「」
を「3年」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

北九州市人事委員会委員長 河原一雅

北九州市人事委員会規則第2号

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則（平成14年北九州市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の条例第2条第1項第1号の人事委員会規則で定める法人の項中「財團法人アジア女性交流・研究フォーラム」を「公益財團法人アジア女性交流・研究フォーラム」に、「財團法人北九州国際交流協会」を「公益財團法人北九州国際交流協会」に、「財團法人北九州市学校給食協会」を「公益財團法人北九州市学校給食協会」に、「財團法人北九州市芸術文化振興財團」を「公益財團法人北九州市芸術文化振興財團」に、「財團法人都市整備公社」を「公益財團法人北九州市都市整備公社」に、「財團法人地方公務員安全衛生推進協会」を「一般財團法人地方公務員安全衛生推進協会」に改め、同表の条例第2条第1項第2号の人事委員会規則で定める法人の項中「財團法人救急振興財團」を「一般財團法人救急振興財團」に改め、同表の条例第2条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人の項中「社團法人北九州市観光協会」を「公益社團法人北九州市観光協会」に改め、同表の条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定める法人の項中「北九州市土地開発公社」を「北九州市黒崎駅西地区市街地再開発組合」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。